

第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画における施策事業の取組状況について

資料1

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-1	1 同和問題 ＜第4次計画＞ (本編P12～)	学校・園における人権・同和教育の充実	・学校・園においては、乳幼児・児童・生徒の実態やそれぞれの発達段階に応じた人権尊重の心を育むため、いじめや差別を許さない仲間づくり・人間関係の醸成や、偏見にとらわれないものの見方・考え方の育成に取り組めます。	〔成果〕 ・市内35校園に対し人権教育・保育計画訪問を実施した。 ・各校園で市内共通教材を用いて人権研修を実施した。 〔課題〕 ・コロナ渦で校園での研修会は実施できるようになってきたが、密を避けるために全員での協議が不可能であったり、講師依頼したが中止になったりし、研修として不十分なケースがあった。 〔成果〕 園生活における日々の中で、発達段階に応じて、自尊感情を高めたり友達と一緒に過ごすことの楽しさを感じたりするなど、人権尊重の心につながる素地の育成につながった。 〔課題〕 長期的に取り組んでいく必要がある。	〔具体的な取組〕 ・市内35校園に対し人権教育・保育計画訪問を実施する。 ・市内35校園で市内共通教材を用いて人権研修を実施し、報告内容をリーダー研修会等で共有し、各校園での研修に生かしていく。 〔目標値〕 ・各校園での人権研修を年2回以上実施する。	学校教育課
人-1				〔成果〕 園生活における日々の中で、発達段階に応じて、自尊感情を高めたり友達と一緒に過ごすことの楽しさを感じたりするなど、人権尊重の心につながる素地の育成につながった。 〔課題〕 長期的に取り組んでいく必要がある。	〔具体的な取組〕 教職員が高い人権意識をもって、子どもに関わっていくために研修を重ねていく。 〔目標値〕 各園年2回以上の職員人権研修 各園年1回程度の保護者人権研修	保育幼稚園課
人-2			・同和問題を正しく理解し、その解決に向けて主体的に行動する意識を高める教育の実践に向けて、『部落問題学習共通教材実践事例集』の研究および活用や、差別事件・事象の教材化を通して、教職員自身の研修の充実を図り、人権意識を高めます。	〔成果〕 ・小学校で共通教材実践事例集の見直しのため、公開授業、授業研究会を実施した。また共通教材の周知・活用のため、改訂した中学校版を各校に配布した。研修のまとめをリーダー研修会等で共有し、理解を深めた。 ・市内共通研修資料として同和問題をテーマとし、教職員の研修を充実させた。 〔課題〕 ・市内共通研修資料を活用しきれていない学校がある。	〔具体的な取組〕 ・市内35校園に対する人権教育・保育計画訪問で、地域総合センター職員と同席して、同和問題の解決に向けた研修の機会とする。 ・小学校の共通教材実践事例集について、昨年度からの見直しを引き継ぎ、まとめる。また、公開授業、授業研究会を実施する。 〔目標値〕 ・公開授業などを2回以上実施する。	学校教育課
人-3		地域における人権・同和教育の推進	・同和問題の歴史や実態、市民意識調査結果から見える市民意識の現状を広く市民に周知し、解決に向けて主体的に行動する市民意識の高揚が図られるよう、地域に根差した取組を推進します。	〔成果〕 自治会と市行政推進班員が連携・相談しながら、自治会人権・同和問題学習会を開催した。コロナ禍ではありながらも、少人数に分かれての開催など工夫を凝らし、積極的に集合研修を開催された。また、学習会の開催が困難な場合は、人権啓発資料の各戸への配布や回覧などで学習の機会を提供された。 ・自治会人権・同和問題学習会の開催 合計109回 講師による講話:40回 DVDと講師による講話:6回 DVDと話し合い:1回 DVDのみ:33回 テーマに基づいた話し合い:2回 現地研修:1回 資料の全戸配布・回覧:26回 ・学区別人権学習会の開催 7学区で開催 〔課題〕 ・参加の少ない若者世代や子育て世代の参加を促し、多様な世代が学び合えるような学習機会の提供について検討する必要がある。 ・令和元年度に実施した市民意識調査において、同和問題の解決に向けて「私にできることからやっていきたい」と答えた市民の割合が24.3%であり、「何も触れずにそっとしておいたほうが自然と なくなる」と回答した市民(32.0%)を下回っている。同和問題を市民一人ひとりに「自分事」として考えてもらえるような学習機会の提供を工夫する必要がある。	〔具体的な取組〕 市民が同和問題を「自分事」として考えられるよう、自治会や学区などの身近なコミュニティにおける学習機会の提供を支援する。 ・行政推進班員を対象とした研修会 (5/11、12計2回・会場開催およびオンライン開催) 演題「部落差別問題について」 講師:滋賀県人権センター 山村 暁子さん、河口 守男さん ・新たに作成した学習会用リーフレット「つながり」を活用した人権・同和問題学習会を推進する。 ・配布や回覧をされた場合、目を通してもらいやすい資料を提供できるよう、資料の作成や収集を行う。 〔目標値〕 ・自治会人権・同和問題学習会の開催自治会数 R4:69自治会 → R5:70自治会	人権政策課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-3	1 同和問題 ＜第4次計画＞ (本編P12～)	地域における人権・ 同和教育の推進	・同和問題の歴史や実態、市民意識調査結果から見える市民意識の現状を広く市民に周知し、解決に向けて主体的に行動する市民意識の高揚が図られるよう、地域に根差した取組を推進します。	〔成果〕 同和問題および各種人権問題について市民学習と啓発を実施した。コロナ蔓延に配慮して人権講座のネット配信を行った。 ①同和・人権問題の理解と解決に向けた人権講座 14回(内1回はネット配信) ②センター通信による啓発 12回 〔課題〕 部落差別などの人権侵害はインターネットなどを使って巧妙かつ悪質に行われるようになってきており、引き続き着実な市民学習が必要である。	〔具体的な取組〕 インターネットを悪用した差別など顕著化する人権課題をテーマとした人権講座の開催、地域住民学習会やセンター通信等を活用して市民学習を推進する。 引き続きネット配信による人権講座も実施する。 【目標値】 ①同和・人権問題の理解と解決に向けた人権講座 14回(内1講座はネット配信) ②地域住民学習会 1回 ③センター通信による啓発 12回	地域総合センター
人-4				〔成果〕 指導者の研修機会として、研修会の開催や、人権啓発に関する各種パンフレット・研修に関する資料の送付を行い、啓発講師団・公民館指導員の研修機会の確保と人権意識・資質の向上を図ることができた。 ・研修会の開催 ①7/4 誰もが安心して暮らせる地域を目指して ～働き・暮らし応援センターの取り組みから～ 講師：湖南地域障害者働き・暮らし応援センター'りらく'センター長 相馬 佐保さん ②12/20 あなたの身近にもいるLGBTQ+ ～男女やLGBTだけじゃない！性のあり方は十人十色～ 講師：井上 鈴佳さん ③2/17 私たち、一人ひとりができることは ～ヤングケアラーの視点から～ ・現地研修の実施 8/31 水平社博物館(奈良県御所市) 参加者24名 〔課題〕 人権課題は多様化しており、世情に合わせた話を求められることも多いため、講師団に対して適切な研修機会や人権課題に関する資料を提供する必要がある。	〔具体的な取組〕 ・行政推進班員を対象とした研修会 (5/11、12計2回・会場開催およびオンライン開催) 演題「部落差別問題について」 講師：滋賀県人権センター 山村 暁子さん、河川 守男さん ・第1回守山市人権教育指導者研修会(7/4) 講師：片山 惠泉さん(草津市同和教育啓発講師団) 指導者を対象とした、「寝た子を起こすな論」や「分散論」など同和問題に関する内容の講演 ・講演会(8/26 人権・同和教育研究大会主催) 被差別部落出身の講師による同和問題に関する講演 ・学習会用リーフレット「つながり」、部落別解消推進法および事前登録型本人通知制度の周知用チラシを活用し、同和問題についての理解を促進する。 【目標値】 ・指導者を対象とした、同和問題に関する研修会の開催 年1回以上	人権政策課
人-5		企業・事業所における人権意識の向上	・企業訪問や市企業内人権教育推進協議会と連携した研修機会の提供等を通じて、各企業における人権同和問題学習を推進するとともに、公正な採用選考システムの徹底を図ります。	〔成果〕 数年ぶりに参事級以上の職員による推進班を組織し、対面での企業訪問を実施した。訪問調書により、企業・事業所での人権研修の実施状況や公正な採用選考システムの確立状況を確認した。 また、企業内人権教育推進協議会と連携し、各種研修会を開催することにより、人権・同和問題や公正採用選考についての学習を推進することができた。 ・訪問企業数(対面) 98社 ・第27回企業内人権問題初任者研修(6/30 69名/50社) ・第9回事業所内人権教育公正採用研修(8/25 43名/34社) ・第45回事業所内公正採用選考・人権啓発担当者研修(10/14 32名/30社) ・第37回事業所内人権教育研修トップセミナー(2/24 25名/24社) 〔課題〕 ・企業訪問は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全社対面では実施できなかった。 ・各種研修会については、ZOOM等を活用したハイブリッド型の研修や2部制の実施により、参加しやすい形態を考慮する必要がある。 ・企業内人権教育推進協議会の会員数が伸び悩んでいる。	〔具体的な取組〕 企業訪問は、原則対面での訪問を実施し、研修の必要性を伝える。 また、多くの企業の方に参加いただけるような研修会の開催形態として、ZOOMと会場のハイブリッド型の研修や、午前午後の2部制などの研修を引き続き開催する。 ・第28回企業内人権問題初任者研修(6/7) ・第10回事業所内人権教育公正採用研修(8月) ・第46回事業所内公正採用選考・人権啓発担当者研修(10月) ・第38回事業所内人権教育研修トップセミナー(2月) 企業訪問時等に、企業内人権教育推進協議会に未加入の企業に対し、加入促進を図る。 【目標値】 ・各研修会の参加者数 50名/回 ・企業内人権教育推進協議会会員数 150社	商工観光課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-6	1 同和問題 ＜第4次計画＞ (本編P12～)	市民に対する啓発活動の充実	・これまでの啓発活動で積み上げてきた成果と手法の評価および市民意識調査結果を踏まえて、あらゆる世代にあらゆる手段で啓発が行き届くよう、人権啓発を効果的に実施し、予断や偏見に基づく差別意識や被差別部落に対する忌避意識の解消に向けた取組を推進します。 ・部落差別解消推進法が制定された背景とともに法律についての周知を図り、関連施策の充実を図ります。	〔成果〕 ・守山市まちづくり人権教育推進協議会と共催して、人権啓発作品展である「ふれあいもりやま展」の作品募集と展覧会を開催した。地域や学校において合わせて12,336点の作品づくりに取り組まれ、同和問題をはじめとする人権問題についてじっくりと考えてもらうきっかけとすることができた。 ・守山市まちづくり人権教育推進協議会広報紙「ふれあいもりやま」で、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や性の多様性についての記事を掲載したり、プレゼント企画など楽しみながら人権について考える機会を提供した。 ・部落差別解消推進法については、各種研修等を通じ、啓発パンフレットを配布するなど、市民に対する啓発を行った。 〔課題〕 ・令和元年度に実施した市民意識調査結果から、自治会や市主催の研修会・講習会に40歳代以下の参加率が低いことが明らかになっており、ホームページやオンライン研修、広報紙など、さまざまな媒体によって啓発活動を行う必要がある。 ・全国水平社創立100年が経過した現在においても、「結婚」「就職」などの際に被差別部落出身者を避けようとする「忌避意識」が見られるため、解消に向けた啓発活動が求められている。 ・部落差別解消推進法の認知度を向上していく必要がある。	〔具体的な取組〕 ・あらゆる世代の市民が人権や自身の行動についてじっくり考える機会となるよう、広報紙「ふれあいもりやま」の全戸配布や、人権啓発作品展「ふれあいもりやま展」の開催を行う。 広報紙の発行(12月、3月) ふれあいもりやま展 作品募集:10～12月 展覧会の開催:2/15～22 ・同和問題に関する正しい理解と認識が広まるよう、守山市人権・同和教育研究大会の開催や、チラシ・広報紙の配布を行う。 守山市人権・同和教育研究大会分科会において同和問題をテーマにした講演会を開催(8/26) ・部落差別解消推進法については、積極的な広報や各種研修等を通じ啓発パンフレットの配布を行う。 【目標値】 ・ふれあいもりやま展の取組点数 R4:12,336点 → R5:13,000点 展示観覧者 R4:631名 → R5:700名以上	人権政策課
人-6			〔成果〕 市民向けに人権講座、小中学生対象に自主活動学級を開催して、各世代における同和・人権問題学習を推進した。 ①同和・人権問題の理解と解決に向けた人権講座 13回(内2回はネット配信) ②自主活動学級 小学生13回(延470人)、中学生14回(延111人) 〔課題〕 市民意識調査の結果においては、市民の意識改革は進んできているがいまだ十分とは言えず、今後も着実な市民学習の実施が必要である。中学生自主活動学級の参加人数が少なく、さらなるPR活動や活動内容の充実が必要である。	〔具体的な取組〕 部落差別問題等をテーマとした人権講座、児童生徒を対象とした自主活動学級を開催して、各世代に応じた同和・人権問題学習を推進する。 【目標値】 ①同和・人権問題の理解と解決に向けた人権講座 14回 ②自主活動学級 小学生13回、中学生14回	地域総合センター	
人-7		えせ同和行為の排除	・えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、問題解決の大きな障害要因となるものであり許されない行為であるとの認識のもと、現状の把握や遭遇した際の適切な対応方法についての情報提供を行うとともに、警察や大津地方法務局等関係機関と緊密な連携を保ち、徹底した排除に向けた取組を推進します。	〔成果〕 年度初めに「えせ同和行為」に係る対応のマニュアルを庁内に周知し、職員が迅速・適切な対応をとれるように体制を整えることができた。 ・市役所での発生(H28年度1件) ・平成29年12月頃、県内においてえせ同和行為とみられる電話での問い合わせが複数件発生 ・これ以降発生なし。 〔課題〕 マニュアルを示し周知しているが、実際に事案に遭遇した時に落ち着いて対応できるよう各自シミュレーションしておく必要がある。	〔具体的な取組〕 引き続き、「えせ同和行為」に係る対応のマニュアルを庁内に周知するとともに、人権・同和教育行政推進班実務者研修(係長級以上対象:5月)等の研修会でえせ同和行為について説明することにより、職員が迅速・適切な対応をとれるように体制を整える。マニュアルを示すだけでなく、研修会等の場で対応の仕方についてふれるなどして職員の再認識を図る。また、学校、企業・事業所等でも適切に対応してもらうため、学校や企業・事業所等を訪問した際に、広く周知する。 【目標値】 事象発生件数 0件	人権政策課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-8		「事前登録型本人通知制度」の周知・啓発	・住民票の写しや戸籍謄抄本等の第三者への交付を、事前に登録された本人に通知する制度について周知に努め、不正請求の抑止と不正取得の早期発見を図ります。	〔成果〕 ・不正請求の抑止策として、事前登録型本人通知制度を平成25(2013)年4月1日から実施しており、本人以外に住民票の写しや戸籍謄抄本を交付した際に、その交付した本人について登録者本人に通知した。あわせて、本人からの申出に基づいて、開示を行った。また、広報や窓口業務での案内により継続的な啓発活動を行った。 ・登録者数: R4.3: 754人、R5.3: 778人 ・本人通知数: 47人、開示者数: 7人 〔課題〕 不正請求を抑止するための制度の法制化を引き続き要望していく必要がある。また、継続的な普及啓発が必要である。	〔具体的な取組〕 ・今後も住民票の写しや戸籍等の不正請求を未然に防ぐため、申請受付の際の本人確認を徹底するとともに、本人通知制度の窓口での案内や広報等による継続的な啓発を行う。 【目標値】 令和6年3月末: 800人	市民課
人-9	2女性の人權 ＜第4次計画＞ (本編P14～)	女性に対するあらゆる暴力防止の推進	・セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の身体的、性的、精神的なあらゆる暴力から女性を守るために、迅速で適切な対応が図れるよう、行政、警察、医療機関等の関係者による連携を図り、相談、保護、自立支援の取組を強化するとともに、暴力を許さない社会意識を高める啓発を行います。	〔成果〕 DV等の配偶者間の暴力に関する相談については、母子・父子自立支援員が、相談者に寄り添いながら対応し、庁内関部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、相談者の課題解決を行った。 R4 DV相談件数: 115件 〔課題〕 DVは周囲に見えにくく、被害者の判断力の低下等により、相談しにくい場合がある。相談窓口の啓発を行うとともに、引き続き早期発見のために、警察や婦人相談所等関係機関との連携により、相談者が安心して相談できる環境を整備する必要がある。	〔具体的な取組〕 ・引き続き、母子・父子自立支援員を中心に、相談者に寄り添った対応に努め、庁内関部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、支援を行う。 ・広報やHP、パンフレット等でDV等に関する啓発、相談先の周知を行う。	こども家庭相談課
人-9				〈成果〉4月の「若年層の性暴力被害予防月間」の広報・啓発の中で、DVは、配偶者や恋人からの暴力であり、これも性犯罪・性暴力であることを周知した。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間には「性暴力をなくそう」というテーマで、性暴力やDVについて詳しく、市広報等で、周知し、啓発に努めた。 〔課題〕 ・DV防止に向けた研修会等を開催や関係課と連携し、効果的な学習の機会が提供できているか検証する必要がある。	〔具体的な取組〕 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、HP掲載、有線放送、庁内コミュニティビジョン等により周知啓発を行う。 ・各種人権学習や地域研修会などにおいて、DV防止をテーマとして取り上げ、市民に認識を深めてもらう機会を増やす。 ・関係課と連携し、一体的にDV等に関する啓発等を行う。	人権政策課
人-10		政策・方針決定過程への女性の参画拡大	・女性の意見があらゆる政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の積極的な参画を促進するとともに、引き続き、審議会委員等の女性登用率の向上に向けて取り組みます。	〔成果〕 ・令和4年度末における登用率は35.0%であり、前年度と増減なしであった。また、目標値の40%以上を達成している審議会等の割合は43.1%であり、昨年度より、1.2%の増になった。 〔課題〕 女性がいらない審議会や減少している審議会、登用率が低いままの審議会等があるので、女性の登用を増やすように、担当課に働きかける。	〔具体的な取組〕 ・各種団体等から委員の推薦を受ける場合に、可能な限り女性の推薦を得られるよう働きかけを行うなど、委員選任時に女性の登用促進を行う。 ・審議会委員の充て職について「所長・会長・代表」等に限定せず、団地等から幅広い年齢や性別の人材が登用されるよう、審議会を所管する各担当課に働きかける。 ・女性委員が登用できないまたは、困難な状況にある理由が、要綱や規則等で規定されていることによる時は、女性が登用できるよう改正することを要請する。	人権政策課
人-11		固定的な性別役割分担意識の解消	・家庭、地域、学校、職場等あらゆる場面において、男女平等・男女共同参画の意識が浸透するよう、啓発や学習機会の提供を行います。	〔成果〕 男女共同参画について学ぶ地域研修会を各学区で実施した。令和4年度は全学区で実施いただいた。 (参加者: 7学区186人) 〔課題〕 若年層の不参加や参加者を集めるのが困難である。開催のタイミングや内容の検討など提案する必要がある。	〔具体的な取組〕 男女共同参画について学ぶ地域研修会を各学区で実施し、家庭、地域などあらゆる場面で、男女共同参画の意識が浸透するよう、学習機会の提供をおこなう。 【目標値】 地域研修会の参加者数目標値: 450人(令和7年度)	人権政策課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度 of 取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-12	3子どもの人権 ＜第4次計画＞ (本編P15～)	幼児・児童等に対する虐待防止の推進	・幼児・児童等への虐待の未然防止と早期発見に努め、学校・園、行政、医療機関等の連携を強化し、迅速に対応を行います。	【実績・成果】 要保護児童対策協議会を月1回開催し、構成員として庁内関係課および児童相談所、警察等にも参加してもらう中、管理ケースについて、支援の進捗状況報告、課題の共有等を行った。また、管理ケースについては、学校園を含めた個別ケース検討会を開催し、具体的な支援の検討を行った。緊急用を要するケースについては、児童相談所での一時保護を行った。 ・家庭児童相談件数(実人数)798件 (内、児童虐待相談件数398件) 【課題】 これまで継続相談、新規相談の相談件数(実人数)で見ると虐待は過去最高を記録した令和3年度をピークに今後横ばいで推移していくとみている。しかし、管理ケースは複雑多岐な課題を抱えた家庭が多く、相談件数として数字には表れてこない1つのケースに相談や訪問、ケース検討会議を繰り返して対応し、時間を費やすケースが増加している。	・令和4年度と同様、要保護児童対策協議会を活用する中で、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、対応を行う。 ・相談や家庭訪問等により、緊急を要する事案を把握した場合は、児童相談所と一時保護を含めた迅速な対応に努める。 ・こども家庭センターの設置に向け、母子保健課等関係機関との連携をさらに深める。	子育て応援室
人-12		幼児・児童等に対する虐待防止の推進	・幼児・児童等への虐待の未然防止と早期発見に努め、学校・園、行政、医療機関等の連携を強化し、迅速に対応を行います。	〔成果〕 ・一人ひとりへの丁寧な関わりと虐待に対する認識の高まりにより、早期発見につながっている。子育て応援室等関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど継続的な見守りや支援ができた。 〔課題〕 ・連絡の取りにくい家庭に対して、どこの機関がパイプとなって関わっていけばよいか役割分担を行い、ケース会議を重ねて最良の策を検討していく必要がある。	〔具体的な取組〕 ・教職員による児童虐待の早期発見・早期対応に対するスキルと意識を高める研修を推進していく。 ・子育て応援室等との連携を図り、支援に向けた取組を行う。 【目標値】 ・市SC,SSW研修を年3回実施する。	学校教育課
人-13		いじめ防止の推進	・いじめを許さない集団づくりのため、一人ひとりの人権を尊重する意識や態度の育成をめざす教育を行うとともに、「守山市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止や早期発見、被害者の心のケア、加害者の指導に努めます。	〔成果〕 ・各学校でいじめアンケートを実施し、「いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」を周知徹底した。そのことがいじめの早期発見につながり、教職員のいじめに対する認識の向上し、認知件数が増加した。 ○いじめの件数:小学校545件(53増)、中学校266件(28増) 〔課題〕 ・教職員が児童生徒の様子の変化に敏感に察知し、適切な対応を行っていく必要がある。	〔具体的な取組〕 ・各校でいじめ問題に関する研修を行うことで、教職員がいじめの未然防止、早期発見に対応できるスキルを身に付け、学校全体としての対応力を高める。 【目標値】 ・子どもの健康度調査(QTA30)を年1回実施する。 ・市SC,SSW研修会を年3回実施する。	学校教育課
人-14		不登校・学校不適應の児童・生徒に対する支援の充実	・多様な要因から生じる不登校・学校不適應は、どの子どもにも起こりうるものであるという視点に立ち、子どもの特徴や状況に応じて早期に対応し、支援を行います。また、支援する子どもの学習権を保障することにも努めます。 ・必要に応じて関係機関と連携し、支援を行うとともに、地域に対して、不登校・学校不適應の実情についての理解を深めるための啓発を行います。	〔成果〕 ・各校で教育相談体制を確立し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのアドバイスを受け、関係機関と連携を図りながら不登児童生徒への丁寧な対応に努めることができた。 〔課題〕 ・不登校児童生徒の増加に伴い、要因も複雑化し、教職員が対応できる件数に限界がある。また、保護者が協力的でないケースもあり、本人への支援が行いにくい。	・教育相談担当が中心となり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育研究所等の関係機関と連携をしながら、不登校の要因を分析し、適切な初期対応に努める。 ・不登校課題の解消に向けた学校体制の整備を進める。 ・市内2小中学校については、児童生徒支援加配を中心に課題解決に向けて組織的に取組む。 【目標値】 ・市SC,SSW研修会を年3回実施する。	学校教育課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-15		子どもの貧困対策の推進	・すべての子どもが生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への夢と希望を持ち、自立できる力を伸ばすために、経済的な支援のみならず、保健・福祉・教育分野等が連動し、切れ目のない支援を行うことにより子どもの貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。	〔成果〕 生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに対して、貧困の連鎖を断ち切るため、基礎的な学力の向上と、基本的な生活習慣および社会性の育成を目的として、子どもの学習・生活支援事業を実施した。	〔具体的な取組〕 日常の相談業務やアウトリーチ(訪問)を実施していく中で、対象者のニーズ把握に努め、既存の支援制度を整理し見直していく。	生活支援相談課
人-15				〔課題〕 実施場所が1か所のみ(浮気町)であり、事業拡大にあたり、対象者のニーズが把握できていない。		
人-15				〔成果〕 切れ目のない支援の構築のため、関係機関との連携を密にすると共に、家庭状況に関わらず、質の高い保育提供の為、待機児童を最小限にした。	〔具体的な取組〕 引き続き質の高い保育を提供し、自立できる基礎となる力を育てていく。	保育幼稚園課
				〔課題〕 保育ニーズの低年齢化や増加に対応するための受け皿の確保が課題になっている。	〔目標値〕 待機児童の解消	
人-15	3子どもの人権	子どもの貧困対策の推進	・すべての子どもが生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への夢と希望を持ち、自立できる力を伸ばすために、経済的な支援のみならず、保健・福祉・教育分野等が連動し、切れ目のない支援を行うことにより子どもの貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。	〔成果〕 ・経済的な支援が必要な場合等は、生活支援相談課へつなぐなど、関係部署・機関と連携し、利用できる制度の周知等の支援を行った。 ・経済的な課題を有する母子世帯等に、社会福祉協議会やフードバンクびわ湖等が実施する食料支援の情報提供を行った。 ・子ども食堂の実施についての周知を行った。 ・ひとり親家庭の自立促進、経済的自立支援のために、教育訓練講座を受講された場合に給付金を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」や資格取得支援のために専門学校等に修業された場合に給付金を支給する「高等職業訓練給付金等事業」など、ひとり親世帯の就業支援に取り組んだ。 R4実績 自立支援教育訓練給付金事業 2世帯 高等職業訓練促進給付金等事業 4世帯 ・児童扶養手当を受給している世帯等を対象に「ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金」を児童790人分を支給した(国制度)。 ・ひとり親世帯以外で所得額が一定額以下の子育て世帯等を対象に「ひとり親以外の子育て世帯生活支援特別給付金」を児童661人分を支給した(国制度)。 ・児童扶養手当を453人(受給資格認定件数623人)に支給した。	〔具体的な取組〕 ・引き続き、生活支援相談課等の関係部署・機関と連携し、支援を行う。 ・子ども食堂等のこどもの居場所づくり等に資する活動について、連携や周知に努める。 ・引き続き、「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練給付金等事業」など、ひとり親世帯の就業支援に努める。 ・養育費に関する公正証書等作成促進補助金、養育費の保証促進補助金事業を実施し、養育費の確保支援に努める。 ・児童扶養手当、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(国制度)をひとり親世帯等の支給要件該当者に支給する。	こども家庭相談課・子育て応援室
				〔課題〕 新型コロナウイルス感染症の影響により、養育者の収入減少等による影響が生活全体に影響を及ぼしており、生活再建に向けたこれまでの取組の継続と雇用支援等の取組が必要であり、全庁的な取組が求められる。		

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-15	＜第4次計画＞ (本編P16～)			〔成果〕 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を図り、困っている児童生徒の早期発見に努めた。また就学援助や育英奨学金制度等による経済的な支援を行った。 〔課題〕 ・本人が経済的に困っていることを言い出しづらいことが多いため、いかにそのような中で困っている児童生徒を発見していくかが重要である。	〔具体的な取組〕 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携を図りながら、児童生徒に丁寧に関わっていく。 【目標値】 ・市SC,SSW研修会を年3回実施する。	学校教育課
人-16		子どもの権利の普及・啓発の推進	・子どもを一方的な保護対象としてではなく、子ども自身が自立する力を支えるとともに、独立した人格を持つ権利の主体として認識するような機運を醸成します。また、子どもの権利条約や改正児童虐待防止法の内容を踏まえ、子どもの権利が守られるよう教育関係者、保護者等を中心に子どもに関わるすべての人々に対して普及・啓発を図ります。	〔成果〕 ・要保護児童対策協議会において構成員に対し、児童虐待防止等についての研修会を開催し、意識の向上を図った。 R4 第1回 5/9 54人 第2回 6/3 38人 第3回 7/4 45人 第4回 8/18 52人 第5回 9/9 31人 ・11月の児童虐待防止月間を中心に啓発を行った。 10/22 オレンジリボンたすきリレー 10/26 児童虐待防止キャラバン隊によるメッセージ伝達式 11月 オレンジリボンライトアップ、のぼり旗設置、広報掲載などにより児童虐待防止啓発 〔課題〕 児童福祉月間や児童虐待防止月間等における啓発を含め、効果的な普及・啓発が必要である。 子どもの人権をテーマにした自治会人権学習会の取組支援については、人権政策課、地域総合センターと連携して進める必要がある。	〔具体的な取組〕 ・子育て応援室の職員を増員するなか、機能強化を図る。 ・要保護児童対策協議会のネットワークを活用し、関係機関(支援機関)との連携と情報共有を図る。 ・要保護児童対策協議会構成員に対する体系的な研修を行い専門性の向上を図る。	子育て応援室
人-17	3子どもの人権 ＜第4次計画＞ (本編P16～)	子育て支援の推進・充実	・保育施設の充実をはじめ、社会全体で子育てを支えるネットワークづくりの充実を図ります。	〔成果〕 待機児童の解消に資するため、保育の受け皿として令和5年4月開所に向け玉津児童クラブ増設を行った。(40名定員) 〔課題〕 保育の受け皿は一定整備を進めたが、保育ニーズは幼児教育・保育の無償化等を受け、依然高い状況が続いている。今後も保育ニーズを慎重に見極めつつ、適切に保育を提供できるよう努めていく必要がある。また、保育士の確保については厳しい状況が続いており、リカレント教育等の保育士確保策を推し進める必要がある。	〔具体的な取組〕 保育園については、低年齢層の保育ニーズの高まりを受け、令和6年4月開所を目指し、0～2歳児専用の保育施設を整備する。合わせて小規模保育所を整備し、待機児童解消を目指す。 児童クラブについては、定員を超える受け入れを行っている物部および河西小学校区に新たな児童クラブを整備する。 保育士確保に向け、これまで同様に施策を講じる中、採用に苦慮する民間園への支援を実施する。 【目標値】 待機児童数0	こども政策課
人-17		子育て支援の推進・充実	・保育施設の充実をはじめ、社会全体で子育てを支えるネットワークづくりの充実を図ります。	〔成果〕 各園において、子育て支援のセンター的役割を果たすべく、未就園事業の充実は図ったり、保育室や園庭開放など、園の実態を考慮しながら、支援していくシステムを構築し始めた。 〔課題〕 保育ニーズは年々増加傾向にあることから、保育人材の定着化が課題であるとともに、環境づくりの中で大きな役割を担う保育士の人材育成が課題である。	〔具体的な取組〕 ・各園において、未就園事業の回数を増やしたり、開放ルームを設置したりし、社会全体で子育てを支えていくシステムを充実定着させていく。また、幼稚園預かり保育事業の利用対象者枠を広げ、誰もが利用しやすいようにし、子育てを支えていく。 ・市内研修施設を活用した研修の充実を行ったり、特別支援教育の専門性を高める研修をしたりして、人材育成を行う。 【目標値】 せんせい応援プログラム 全6回 各回40人参加	保育幼稚園課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度 of 取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-18	4障害者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P18～)	子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進	・次世代を担う子どもが夢や希望を持ち、いきいきと健やかに育っていくため、自らの意見を表明できる機会を提供します。また、人権尊重を基盤に置いて子どもの意見や思いを育てる場づくりを行います。	〔成果〕 ・各中学校の代表生徒が将来の夢や社会への思いを作文に書き発表する「中学生広場～私の思い2022～守山大会」については、市内6中学校から選ばれた18人が意見発表し、420人の参加で開催できた。 〔課題〕 ・開催時間が長時間になるため、より参加しやすいように、引き続き、事前準備を含めた開催手法等について検討していく必要がある。	〔具体的な取組〕 ・引き続き同年代の市民ホールでの発表会参加を求めている。また、現時点では部活動との兼ね合いもあり簡単には解決しないが、各校での発表会(学年・全校)等の充実も求めている。 ＜本年度実施予定＞ 令和5年7月8日(土) 守山市民ホール大ホール ・市内6中学校の代表18人の意見発表 ・守山南中学校、県立守山北高等学校の活動発表	社会教育・文化振興課
人-19		障害者に対する虐待防止の推進	・障害者に対する虐待の未然防止と早期発見に努め、事案が発生した時には、そのケースに応じ、関係機関と連携して、迅速に対応を行います。 ・障害者に対する虐待防止に関する啓発に努めます。	〔成果〕 緊急一時保護の居室について、三障害(身体・知的・精神)に対応できる事業者による緊急一時保護先の確保を行った。 ・令和4年度 利用実績 0件 障害者自立支援協議会において、障害者虐待防止研修を実施した。 令和4年度 1回 〔課題〕 県内に2か所の一時保護所を確保しているが、心身に重い障害がある人や医療を必要とする人にも対応可能な体制整備が必要である。	〔具体的な取組〕 ・引き続き緊急一時保護の居室確保の対応がとれるように、圏域内の他市と共に事業者へ委託を行う。また、より広域的な県レベルでの対応については、他市とともに検討を行う。 ・被虐待者の受け入れにあたっては、障害特性に応じた支援を提供できるよう、より良い支援体制・方法を検討する。 〔目標値〕 ・障害者に対する虐待防止に関する研修会の開催 年1回以上	障害福祉課
人-20		権利擁護の充実	・判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実させ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。	〔成果〕 社会福祉協議会、成年後見センターもだま、守山・栗東障害者相談支援センターみらいく等の関係機関と連携を図りながら、制度の周知に努めたことにより、障害のある人の権利擁護を推進できた。また、報酬助成制度の活用により後見人等の担い手の確保を行った。 ・成年後見制度利用等に関する市民向け相談会 7回(内守山市内で実施3回) 〔課題〕成年後見制度・地域権利擁護事業の支援内容の理解等が未だ進んでいない状況である。	〔具体的な取組〕 成年後見制度利用促進の中核機関(成年後見センターもだま)設置に伴い、より一層の事業の啓発・関係機関等の連携強化・相談支援体制の充実を図り、障害のある人の権利擁護の利用の推進に努めている。 〔目標値〕 ・社会福祉士等の専門家が相談に応じる成年後見制度等に関する市民向け相談会 年2回以上	障害福祉課
人-21		障害を理由とする差別の解消	・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、市民や事業者に啓発を行い、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。 ・障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等、障害者の人権に関する法律等の周知に努めます。	〔成果〕 障害者差別解消法・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について、障害者自立支援協議会にて説明を行い、具体的な取組の必要性の周知・啓発を行った。 〔課題〕 市民の障害者差別解消法および滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等の認知が、まだ十分とは言えない状態である。	〔具体的な取組〕 障害者差別解消法・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について、引き続き研修会やイベント等の様々な機会を利用して、周知・啓発を行い障害を理由とした差別の解消に向けた取組を推進する。 〔目標値〕 ・権利擁護等に関する相談会、出張相談、勉強会等を開催 10回	障害福祉課
人-21		障害を理由とする差別の解消	・不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、市民や事業者に啓発を行い、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。 ・障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等、障害者の人権に関する法律等の周知に努めます。	〔成果〕 自治会での人権・同和問題学習会を開催するにあたり、学習テーマや学習教材(啓発資料・DVD等)の相談を受けた時に、「障害者の人権」も一つの候補として紹介し、活用いただいた。 〔課題〕 障害者差別解消法等、障害者の人権に関わる法律等の認知度を向上していく必要がある。	〔具体的な取組〕 「障害者差別解消法」等の周知については、障害福祉課の取組とも連携し、研修会やイベント等の様々な機会を利用して、啓発資料やチラシの配布に努める。	人権政策課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-22	4障害者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P18～)	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 障害者手帳交付時等において、県の実施する車椅子利用者等用駐車場利用証制度やヘルプマークについての周知・啓発に努めた。 〔課題〕 障害のある人の施設の優先利用(駐車スペース等)への配慮について、啓発が必要である。	〔具体的な取組〕 もりやま障害福祉プラン2021においても、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を掲げており、福祉・保健・医療分野だけでなく、道路・都市計画・住宅・商業・観光・交通政策・教育など関係部門との連携した取り組みを実施する。	障害福祉課
人-22				〔成果〕 ユニバーサルデザインアドバイザー(以下「UDアドバイザー」)を委嘱し、新庁舎建設に係る会議や自治会主催の防災訓練等でユニバーサルデザインの考え方を推進した。 〔課題〕 さらにユニバーサルデザインの考え方を推進するため、UDアドバイザーの活動の周知を図る必要がある。	〔具体的な取組〕 UDアドバイザーを活用した自主防災訓練の実施の依頼を、7学区自治会長会でを行うなど、周知を図る。 【目標値】 UDアドバイザーを活用した自主防災訓練の実施…年間5回	健康福祉政策課
人-22				〔成果〕 一定の規模以上の建築物に対しては、計画通知や条例に基づく届出・通知において、円滑な移動等に配慮した基準への適合状況の確認を行い、必要に応じて計画改善等の指導を行った。	〔具体的な取組〕 一定の規模以上の建築物に対して、円滑な移動等に配慮した基準への適合を義務付けるなど、だれもが安心して利用できる施設の整備を推進します。	建築課
人-22				〔成果〕 ・市の管理している道路について、誰もが安心安全に通行できるよう、危険な箇所の早期修繕(舗装修繕、転落防止対策、視線誘導対策など)に努めた。 〔課題〕 ・路線全体のネットワーク化を図る必要がある。	〔具体的な取組〕 ・市の管理している道路について、誰もが安心安全に通行できるように道路の維持補修や歩道の段差解消、歩道の拡幅整備を行う。 【目標】 ・ユニバーサルデザインの観点に沿って、誰もが安心安全に通行できるよう点検を実施し、危険個所の早期発見、解消および整備を進めていく。	道路河川課
人-23			・障害者が住みなれた地域で安心して自立した日常生活を送れるよう、日中活動の場や住まいの場の確保や充実を図ります。	〔成果〕 自立支援給付(障害福祉サービス)により、住みなれた地域での安心した暮らしや日中活動の場の提供を行えた。 〔課題〕 医療を要する方や強度行動障害の方の住まいの場の確保が必要である。	〔具体的な取組〕 もりやま障害福祉プラン2021に基づき、自立支援給付事業・地域生活支援事業の充実を図っていく。 地域での安心した暮らしにつながるよう計画相談の策定数を増やしていく。また、引き続き計画相談事業所の連絡会を開催し、スキルアップ研修等を行い地域の福祉サービスの質の向上を図る。	障害福祉課
人-24				〔成果〕 ・就労移行支援事業等の活用により、就労に必要な訓練を提供し就労に結び付けることができた。 ・湖南地域働き・暮らし応援センター「りらく」等と連携しながら、障害のある人の特性に合った就労が継続できるよう支援を行った。 「りらく」による新規就労者数 R4 22人 〔課題〕 職場実習先や就労先の新規開拓が必要である。	〔具体的な取組〕 公共職業安定所や障害者職業センター、湖南地域働き・暮らし応援センター「りらく」等の地域の関係機関との緊密な連携を行い、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した取組を行っていく。 〔目標値〕 「りらく」による新規就労者数 23人以上	障害福祉課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-24	4障害者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P18～)	地域における生活支援	・障害者の社会的、経済的自立を促進するため、障害者の雇用の場の確保や就労支援を推進します。	〔成果〕 障害者雇用の促進を図るため、市・商工会議所・草津公共職業安定所の共催で障害者就職フェアを開催した。障害者雇用支援制度についてのセミナー(事業者向け)を合わせて開催するとともに、仕事内容・職場での配慮内容等の説明のみを希望する障害者の参加も可能とし、事業者・障害者ともに参加しやすい内容とした。 ・障害者就職フェア(11/17) 面接参加事業者:10社 支援制度セミナーのみ参加事業者:10社 参加求職者数:22名、面接件数:26件、企業説明のみ:6件 採用人数:4社5名 〔課題〕 障害者就職フェアでは、参加事業者は前年度に比べ増加したが、特定の企業に求職者が集中した。 事業者と求職者との間で、職務・適性のミスマッチや認識のギャップが見受けられる場合もあり、企業・事業所側には障害者雇用に必要な環境整備、求職者側には就労に必要な生活習慣や職業規範の理解や準備が求められる。	〔具体的な取組〕 障害者の更なる就労を促進するため、障害者就職フェアを引き続き開催する。開催内容としては、「支援制度セミナー開催」「説明のみ希望可」を継続する一方、参加求職者向けのセミナーも合わせて実施するなど、事業者・障害者ともに参加しやすい、魅力ある内容とする。 また、事業者の障害者雇用の需要を掘り起こすため、商工業活性化推進員を中心に受入事業者の開拓を進める。 【目標値】 ・障害者就職フェアにおける就職者数 7名以上 ・受入事業者数 5社以上	商工観光課
人-25		ノーマライゼーションの理念等の普及	・障害者が地域社会で安心して生活するためには、地域住民がノーマライゼーションの理念に基づき、障害者について正しく理解することが不可欠であり、その理念等について普及・啓発を行います。	〔成果〕 令和4年11月23日に「もりやま地域共生大会」として守山福祉大会・もりやまふれあいフェアを合同で開催。当日は市内作業所の物品販売を行った。また守山市民ホール展示室にて、11月22日から25日まで市内障害関係団体・通所施設連絡協議会等の紹介を行い、広く市民への啓発を行った。 障害者週間では、市内商業施設や幹線道路沿いにのぼり旗を設置するとともに、商業施設で啓発グッズを配布することで、ノーマライゼーションの理念等について普及啓発につなげた。 〔課題〕 障害者週間やもりやまふれあいフェアでの普及啓発について、幅広く周知するため、場所や方法等の工夫が必要である。	〔具体的な取組〕 もりやま障害福祉プラン2021に基づき、合理的な配慮のもと共に支え合う社会の実現のため、もりやま地域共生大会(ふれあいフェア)の開催や自立支援協議会・民生委員児童委員協議会等での研修の場等を通じてノーマライゼーションや共生社会の普及・啓発に努める。	障害福祉課
人-26			・パラスポーツを通じた障害者との交流や、障害者に対する正しい理解の促進に努めます。	〔成果〕 パラスポーツの普及を図るため、小・中学校中心に出前講座を実施した。(計)46件	〔具体的な取組〕 引き続き、パラスポーツの普及を図るため、小・中学校中心に出前講座を実施する。 【目標値】30件	スポーツ振興課
人-26	4障害者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P18～)	ノーマライゼーションの理念等の普及	・パラスポーツを通じた障害者との交流や、障害者に対する正しい理解の促進に努めます。	〔成果〕 令和4年11月23日に「もりやま地域共生大会」として守山福祉大会・もりやまふれあいフェアを合同で開催。当日は市内作業所の物品販売を行った。また守山市民ホール展示室にて、11月22日から25日まで市内障害関係団体・通所施設連絡協議会等の紹介を行い、広く市民への啓発を行った。 障害者週間では、市内商業施設や幹線道路沿いにのぼり旗を設置するとともに、商業施設で啓発グッズを配布することで、ノーマライゼーションの理念等について普及啓発につなげた。 〔課題〕 障害者週間やもりやまふれあいフェアでの普及啓発について、幅広く周知するため、場所や方法等の工夫が必要である。	〔具体的な取組〕 障害者スポーツ大会の周知をするとともに、ユニスポ守山等と連携し障害者スポーツの競技紹介を通じて、障害の有無に関わらずスポーツの参加を促し、交流の場の確保と障害のある人の理解促進を図る。	障害福祉課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度 of 取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-27	5高齢者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P20～)	高齢者に対する虐待等の防止の推進	・虐待の未然防止および早期発見・早期支援に努め、事案が発生した時には関係機関と連携し、迅速に対応を行います。 ・高齢者虐待防止に関する周知・啓発に努めます。	〔成果〕 虐待通報の連絡が入った場合には、長寿政策課やケアマネジャー等と連携し、48時間以内にスクリーニング会議を行うなど迅速な対応に努めた。 ・有線放送:1回(高齢者の権利擁護) ・高齢者の権利擁護関係出前講座:3回 ・認知症サポーター養成講座における啓発:1,924人 ・虐待通報件数:35件(うち認定25件) 〔課題〕 高齢者虐待の早期発見・早期支援のため、継続的に市民や関係機関への周知啓発が必要。	〔具体的な取組〕 ・事案発生時は迅速に関係課・関係機関と情報共有し、虐待支援マニュアルに基づいて対応を行う。 ・高齢者の権利擁護(虐待防止等)について出前講座を行い、虐待への気づきやその支援について周知啓発を行う。 ・有線放送(声の広報)にて、高齢者の権利擁護について周知を行う。 〔目標値〕 ・認知症サポーター養成講座における高齢者の権利擁護にかかる啓発 1,500人 ・有線放送:1回(高齢者の権利擁護、成年後見制度) ・高齢者の権利擁護についての出前講座等 : 5回	地域包括支援センター
人-27				〔成果〕 ・ケアマネジャー研修、民生委員児童委員協議会定例会等で、高齢者虐待について周知することで、早期通報、早期対応につながった。 OR4 新規通報受理件数 延35件(うち、認定 延25件) ・事案発生時には、虐待対応マニュアルに基づき、地域包括支援センター、ケアマネジャー等の関係機関と連携し、早期解決に向け、取り組むことができた。 〔課題〕 ・権利侵害にあっている高齢者の早期発見のための、継続的な周知・啓発。 ・地域包括支援センター、市担当部署等をはじめとした、虐待等の対応を行う職員の専門性の向上	〔具体的な取組〕 ・ケアマネジャー研修、民生委員児童委員協議会定例会等の活用による、虐待等が疑われる場合の早期通報・相談についての継続的な周知 ・県等で開催される虐待対応、権利擁護研修等への参加 ・虐待対応ケースの振り返り(モニタリング)による再発防止 〔目標値〕 ・ケアマネジャー研修での周知 年2回 ・民生委員児童委員協議会定例会等での周知 年2回 ・虐待モニタリング会議の開催 年4回	長寿政策課
人-28				〔成果〕 高齢者向けパンフレットや消費生活センターの周知を目的とした啓発品を、高齢者対象の講座の場や消費生活センター窓口で配布したことにより、相談できる場所としての周知につながった。 〔課題〕 高齢者の被害防止や被害回復・救済にあたっては、地域包括支援センターや民生委員等との連携が不可欠であり、見守りのしくみを検討する必要がある。	〔具体的な取組〕 ・振り込め詐欺や悪質な訪問販売等に関する通報や情報提供が引き続きあることから、関係機関と連携するなか、危機発生報告書および守山市安全・安心メールを活用し、被害防止に努める。 ・新型コロナウイルスの感染状況に落ち着きが見られてきたため、出前講座の開催について啓発を行う。 ・庁舎内にて消費生活センターの周知を目的としたパネル展示の開催を検討する。 ・地域包括支援センターへの情報提供と緊密な連携を図り、被害防止や啓発に努める。	生活支援相談課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-29	5高齢者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P20～)	認知症の人等への支援	・認知症の人や家族に対するケアと支援を充実するとともに、認知症に対する市民の理解を進め、地域における見守り等安心して暮らせるまちづくりを推進します。 ・認知症等により判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実します。	〔成果〕 ○ 介護認定調査で介護負担が大きいと思われる項目に該当した人の介護者へ、訪問相談等を実施した。また、認知症の正しい知識の普及を目指し、認知症サポーター養成講座の中で、地域における見守り等安心して暮らせるまちづくりについて啓発した。 ・認知症家族介護者訪問(訪問・電話・窓口対応等): 214人 ・認知症サポーター養成講座: 25回879人 ・認知症サポーター養成講座(上級編): 3回818人 ・行方不明高齢者等SOSネットワーク協力機関数: 72機関 ○ 地域ケア(個別・推進)会議で、認知症をテーマにした事例を検討し、地域課題の抽出を図った。 ・地域ケア個別会議: 年4回、地域ケア推進会議: 年2回 ○ 認知症等により判断能力が十分でない人に対する権利侵害が疑われる場合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護制度の利用を支援した。権利擁護相談: 503件 ○ 認知症高齢者および家族が馴染みの地域で安心して暮らすことができるよう、困りごとの解決や居場所を確保する取組であるチームオレンジを中部圏域(吉身東自治会)においてモデル的に設置することができた。 ○ 認知症ケアパスを改定し、認知症予防・利用サービスの周知啓発に努めた。3,000部作成・配布 ○ 認知症高齢者や介護者の居場所である認知症カフェの立上げ支援、運営支援に努めた。市内15箇所 〔課題〕 認知症の人の家族から「地域の人に知られたくない」という声や、市民から「ぼけ」「痴呆」という病名を表す言葉を聞くことがあり、引き続き認知症に対する正しい知識の啓発に努める必要がある。	〔具体的な取組〕 ・認知症家族介護者訪問の対象者の抽出方法を見直し、継続。 ・認知症サポーター養成講座の継続、職域の受講促進。 ・地域ケア個別会議の開催による、地域課題の抽出と政策形成の検討。 ・権利侵害の発生が予想される場合には、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を支援する。 ・南部・北部圏域において、モデル的にチームオレンジの設置に取り組む。 ・認知症ケアパスを各戸配布し、認知症予防・利用サービス等のさらなる周知啓発に努める。 ・認知症カフェの立上げ支援および運営支援に努める。 〔目標値〕 ・家族介護者訪問の実施 140人 ・認知症サポーター養成講座養成人数 1,500人 ・行方不明高齢者等SOSネットワーク協力機関数 75機関 ・地域ケア個別会議4回、地域ケア推進会議2回 ・チームオレンジ南部・北部圏域各1箇所 ・認知症ケアパスを各戸配布37,000戸 ・認知症カフェ運営支援15箇所	地域包括支援センター
人-29				〔成果〕 ①認知症施策の推進 守山市行方不明高齢者等SOSネットワーク事前登録事業との連携により、高齢者の見守り、外出時の不安軽減を図ることができた。 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業(R4.8 開始) 保険加入者 91人(R5.4) ・行方不明高齢者等GPS機器購入費用等補助 3件 ②成年後見制度の利用促進 ・NPO法人成年後見センターもだまへ委託し、高齢者や家族等への成年後見制度や権利擁護に関する相談支援、周知啓発を実施した。 〔課題〕 高齢化により、今後も認知症高齢者が増加するため、必要な人が成年後見制度等を活用できるよう、継続的な周知、相談対応が必要。	〔具体的な取組〕 ①認知症高齢者等個人賠償責任保険事業、GPS機器購入費用補助について、SOSネットワーク事前登録とともに、広報等で継続的に周知を行う。 ②湖南地域における権利擁護ネットワーク構築のため、湖南地域成年後見制度利用促進協議会、中核機関である成年後見センターもだま、関係機関と連携を図り、(仮称)アクションプランを作成し、取組方針を決定する。 ・成年後見センターもだまによる相談支援の実施 〔目標値〕 ・もだまによる相談会、出前講座の開催	長寿政策課
人-30		単身高齢者等への支援	・単身高齢者や高齢者世帯等が、不安を感じることなく生活ができるよう、安否確認の体制づくり(地域見守りネットワーク)や生活支援等の一層の充実を図ります。	〔成果〕 ①緊急通報システム事業、配食サービス事業の実施により、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を行い、安心して生活できる体制整備を行った。 ・緊急通報システム設置 64人 ・配食サービス 69人、延 10,926食 ②各学区、自治会等で、高齢者の生活支援(ゴミ出し、電球替え等)等に新たにに取り組む団体に対して、補助金を交付した。 ・高齢者いきいき活動推進補助金 8団体 〔課題〕 今後もひとり暮らし高齢者等、支援を必要とする人が増加するため、継続的なニーズ把握を行い、行政サービスだけでなく、地域での支え合いの気運を高める必要がある。	〔具体的な取組〕 ①ケアマネジャー、民生委員・児童委員等、地域の支援者に緊急通報システム等の事業周知を行い、必要な人が利用できるよう取り組む。 ②いきいき活動推進補助金の活用事例を広報等で周知し、新たに取り組む団体の増加を図る。 ・生活支援体制整備事業における2層協議体を生かし、コーディネーターの活動により、地域での団体の立ち上げ、継続を支援する。 〔目標値〕 ・いきいき活動推進補助金 補助団体 20団体	長寿政策課 地域包括支援センター

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-31	5高齢者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P20～)	ユニバーサルデザインの促進	・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	〔成果〕 ユニバーサルデザインアドバイザー(以下「UDアドバイザー」)を委嘱し、新庁舎建設に係る会議や自治会主催の防災訓練等でユニバーサルデザインの考え方を推進した。 〔課題〕 さらにユニバーサルデザインの考え方を推進するため、UDアドバイザーの活動の周知を図る必要がある。	〔具体的な取組〕 UDアドバイザーを活用した自主防災訓練の実施の依頼を、7学区自治会長会でを行うなど、周知を図る。 【目標値】 UDアドバイザーを活用した自主防災訓練の実施…年間5回	健康福祉政策課
人-31				〔成果〕 一定の規模以上の建築物に対しては、計画通知や条例に基づく届出・通知において、円滑な移動等に配慮した基準への適合状況の確認を行い、必要に応じて計画改善等の指導を行った。	〔具体的な取組〕 一定の規模以上の建築物に対して、円滑な移動等に配慮した基準への適合を義務付けるなど、だれもが安心して利用できる施設の整備を推進します。	建築課
人-31				〔成果〕 ・市の管理している道路について、誰もが安心安全に通行できるよう、危険な箇所の早期修繕(舗装修繕、転落防止対策、視線誘導対策など)に努めた。 〔課題〕 ・路線全体のネットワーク化を図る必要がある。	〔具体的な取組〕 ・市の管理している道路について、誰もが安心安全に通行できるように道路の維持補修や歩道の段差解消、歩道の拡幅整備を行う。 【目標】 ユニバーサルデザインの観点に沿って、誰もが安心安全に通行できるよう点検を実施し、危険個所の早期発見、解消および整備を進めていく。	道路河川課
人-31				〔成果〕 モーリーカーの登録要件等の緩和を実施 ・介助者の同乗を可とした ・守山タクシーの事前予約の開始 ・目的地「すこやかセンター」を誰でも利用可とした ・目的地間の移動を可とした ・乗降場所の学区制廃止 ・乗降場所10か所、目的地1か所増設 〔課題〕 令和4年度のもーリーカーの利用件数は42.2件/日であり、目標の50件/日に向けて、制度の周知方法などを検討していく必要がある。	〔具体的な取組〕 誰もが安心して利用できる公共交通を実現するため、モーリーカーの周知方法や制度改善などを引き続き検討していく。 【目標値】 モーリーカーの利用件数50件/日	都市計画・交通政策課
人-32		福祉・介護サービスの充実	・自らの意思が尊重され、その人らしい自立した質の高い生活が送ることができ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉・介護サービスの一層の充実を図ります。	〔成果〕 介護保険住宅改修による給付と、高齢者住宅小規模改造助成事業の実施により、段差解消など日常生活動作がしやすい住宅環境の整備に寄与した。また、必要に応じて現場確認を行うなど事業の適正化に努めた。 ・介護保険住宅改修187件、高齢者住宅小規模改造助成事業9件 〔課題〕 サービスが必要な方が増える中、必要な方に必要な改修が適切に実施されるよう、職員の制度理解を深め、また、申請等に対して適切に助言し、判断できることが求められる。	〔具体的な取組〕 高齢者の増加により年々事業費が増加する中、介護保険法や助成事業実施要綱に基づき、必要な方に必要な改修が適切に実施されるよう、法内容の理解の徹底や研修等による知識の習得等、職員の資質向上に努め、引き続き事業の適正化に努める。 【目標値】 介護保険住宅改修200件、高齢者住宅小規模改造助成事業5件	介護保険課
人-32				〔成果〕 ①総合事業の継続実施 ・市民にわかりやすいパンフレットを作成し、事業の周知を行った。 ②第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく事業の推進、第9期計画策定に向けての取組 ・PDCAサイクルにより検証を行い、各事業を実施 ・第9期計画策定に向け、調査等を実施し、市民ニーズを把握した。 ③研修会、個別相談を通じて、介護支援専門員や住民へ福祉・介護サービスの周知啓発を実施 ④地域ケア会議で地域課題とサービスの必要性を検討 〔課題〕 ・コロナによる影響の検証、アフターコロナの施策検討が必要	〔具体的な取組〕 ①総合事業について、安定的なサービス提供体制の確保のため、事業者情報の把握を随時行う。 ②第8期計画の評価、調査等の分析を行い、介護保険運営協議会において意見を徴取し、令和6年3月に第9期計画を策定する。 ③介護支援専門員研修会等で福祉・介護サービスの情報提供 ④地域ケア会議の開催 【目標値】 ・介護保険運営協議会　5回開催	長寿政策課 地域包括支援センター

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度 of 取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-33	5高齢者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P20～)	社会参画の促進	・高齢者が、長年培ってきた経験や知識を活用し、社会参画ができるよう、生きがいづくりを推進します。 ・活躍できる機会や交流・活動の場等、居場所づくりの推進と就業の場の確保等を通じ、高齢者自身が担い手となり活躍できる仕組みづくりに取り組みます。	〔成果〕 ①すこやかサロン ・従来のサロン開催補助に加え、新たに感染対策に係る費用の補助を行うことで、サロン再開を支援した。 ○自治会サロン 62か所 延830回、延13,552人参加 ○学区サロン 4か所 延11回、延313人参加 ②いきがい活動ポイント事業 ・コロナの影響により活動場所に制限はあったが、高齢者の閉じこもり防止、ボランティア活動の推進につながった。 ○延活動者数 1,742人 ③生活支援体制整備事業の推進 ・毎月開催される地域福祉推進会議や各学区等の話し合いの場(協議体)で高齢者の生活支援等について協議され、補助金を活用して、新たな活動を開始・継続する団体があった。 ○高齢者いきいき活動推進補助金 補助団体 8団体 〔課題〕 ①コロナによるサロン休止後、従来どおりのサロン再開に至っていない自治会がある。 ①～③効果的な取組の周知	〔具体的な取組〕 ・サロン、いきがい活動ポイントについて、広報等により活動内容を紹介することで、新たな参加者や活動団体を増やしていく。 ・高齢者の主体的な活動を支援するための補助制度である「いきいき活動推進補助金」について、補助金の活用事例の紹介を行い、活動の立ち上げに対する財政的な支援を行う。 〔目標値〕 ・いきいき活動推進補助金 補助団体 20団体	長寿政策課
人-34		外国人に対する差別的解消	・外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を推進するとともに、ヘイトスピーチ解消法等、外国人の人権に関する法律等の周知に努めます。	〔成果〕 自治会での人権・同和問題学習会を開催するにあたり、学習テーマや学習教材(啓発資料・DVD等)の相談を受けた時に、「外国人の人権」も一つの候補として紹介し、活用いただいた。また、「ヘイトスピーチ解消法」のチラシ配架・ポスター掲示を行い同法の周知に努めるとともに、外国人をテーマに講演会を実施した。 〔課題〕 ヘイトスピーチ解消法等、外国人の人権に関わる法律等の認知度を向上していく必要がある。	〔具体的な取組〕 「ヘイトスピーチ解消法」の周知については、大津地方法務局や市民協働課と連携し、ポスターの掲示、研修会やイベント等の様々な機会を利用して、啓発資料やのチラシの配布に努める。	人権政策課
人-35		外国語による情報提供、日本語指導の推進	・外国人の市民が、地域の一員として安心した生活ができるよう、居住実態の把握に努めるとともに、外国語による生活情報の提供や、日本語指導の充実を図ります。	〔成果〕 ○外国人への情報提供 ・新型コロナウイルス感染症等の情報について、やさしい日本語および英語(多言語資料も随時掲載)により外国人への情報提供を行った。 ○市国際交流協会への委託および補助事業等により、下記の施策を実施し、在留外国人が快適に日常生活を送れる環境整備に努めた。 ・日本語教室の実施 月2回(年17回開催)。11月は新型コロナウイルス感染症の影響により休講)の日本語教室の開催。(R4年度延べ129人参加) ・外国人随時通訳相談受付 在住外国人からの希望を受けて通訳を派遣、市役所の窓口など複雑な手続きを必要とする場面など相談支援を行った。(R4年度7件) ・「みみタロウ」の配布 2か月に1度、滋賀県国際協会発行の生活情報誌「みみタロウ」を希望者に郵送し、日常生活の手助けとなる情報提供を行った(スペイン語、韓国語、中国語、英語、タガログ語、ベトナム語、日本語[かな付き]。R5.3月現在、31世帯)。 ・「生活ガイドブック」配布 外国籍転入者を対象に、各言語(ポルトガル語、中国語、英語)による「生活ガイドブック」を配布し、住民登録の方法や各手当の受給方法、ごみの出し方注意などの案内を行った。 〔課題〕在住外国人の暮らしにかかる課題は、引き続き、地域の人々の声や在住外国人の声にしっかりと耳を傾けることで把握に努めていく必要がある。	〔具体的な取組〕 引き続き、日本語教育の充実や生活情報誌の配布およびホームページ等により必要な情報提供を行う。また、やさしい日本語での情報提供を推進する。同時に、国際交流協会の取組や行政情報も併せて案内することで、現在提供しているサービスを活用していただけるよう周知に努める。また、在留外国人やその周辺にお住まいの地域住民の声を随時把握し、必要なサービスにつなげる。 〔目標値〕 「みみタロウ」配布先世帯 R4:31世帯→R6:50世帯	市民協働課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-36	6外国人の人権 ＜第4次計画＞ (本編P22～)	外国人に対する就労支援	・就労相談窓口を通じ、外国人の市民の就労実態の把握に努めるとともに、相談者により添った課題解決に向けた方策の検討を行います。	〔成果〕 国際交流協会や市民協働課などの関係機関等と連携を図る中、外国人向けの就労情報発信や、外国人就労者からの相談対応を行うことができた。 〔課題〕 日本語の習得度合やビザの種類により、希望される職に就けない場合がある。	〔具体的な取組〕 支援が必要な外国人就労者に対しては、関係機関等と連携し、対応する。 また、企業内人権教育推進協議会の各種研修などを通じて、外国人の人権に対する啓発に取り組むほか、相談者の状況に応じて必要な支援情報を提供できるよう、日ごろから情報収集と関係機関との連携に努める。	商工観光課
人-37		多文化共生社会・国際理解の推進	・多様な価値観を認め、支え合い、ともに地域づくりが行えるよう、姉妹都市への使節団および学生の派遣や多文化理解促進に向けた異文化交流サロン等を通じ、国際理解推進や国際意識の向上を図り、また多文化共生社会の構築に努めます。 ・国籍を問わず、汎用性が高いコミュニケーション手段である言語、「やさしい日本語」を介したコミュニケーションの普及や交流を図り、相互理解の促進に努めます。	〔成果〕 国際交流協会との連携を図り、市民ボランティアの方々の協力のもと、「MINNAのサロン」(日本文化体験等)を5回開催。そのうち、中高生サミットで学生が提案した「とびだしキッズ」プロジェクトは、立命館守山高校の生徒を講師とし、市内在住の外国人とともに、各国の民族衣装等のデザインによる、飛び出し看板の製作に取り組んだ。 新型コロナウイルス感染症の影響で3年中止していた「国際交流の広場」について、令和4年度は4年ぶりに開催。市民と在住外国人の方々と交流できる場を設けることで、多文化共生に対する理解が深まった。 〔課題〕 在住外国人の暮らしにかかる課題は、引き続き、地域の人々の声や在住外国人の声にしっかりと耳を傾けることで把握に努めていく必要がある。	〔具体的な取組〕 引き続き、「国際交流の広場」など多文化共生に対する理解が深まるようなイベントを、国際交流協会との連携を図りながら開催する。 それぞれの地域で住みやすい生活環境が創造できるよう、国際交流協会や市民ボランティアの方々の協力のもと、必要な対策を実施する。また、在留外国人やその周辺にお住まいの地域住民の声を随時把握し、必要な施策・事業につなげる。 もりやま夢プロジェクト入賞者3名を令和6年3月に姉妹都市カウアイ郡へ派遣する。また、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた令和元年度入賞者の派遣も行う。 姉妹都市からの訪問を受け入れ、地域の方との交流の場を設けるとともに、ホームステイ等を通じ、市民に他国の文化や習慣を理解してもらえるよう努める。(受入については未確定) 【目標値】 MINNAのサロン参加者数 R4:のべ125名→R6:200名	市民協働課
人-38		外国人児童・生徒への教育	・日本語指導員による支援体制の充実を図り、日本語の理解が十分でないために学力低下や学校生活に支障をきたすことがないよう、一人ひとりの習得状況に応じた日本語指導および生活適応指導を推進します。 ・母国の文化や言語に接する機会の確保に努めます。	〔成果〕 ・日本語指導員が対象児童生徒に寄り添いながら、教科学習の支援や生活支援を行うことで、安心して学校生活を送り、学習理解が深まった。 〔課題〕 ・昨年度、海外現地校から転入してきた当初児童生徒には日本語指導員が関われる更なる機会、回数が必要である。	〔具体的な取組〕 ・対象児童生徒についての情報交換を日本語指導員と教員が積極的に行うことで、協力して児童生徒への支援を図る。 ・日本語指導員と対象児童生徒の触れ合いや信頼関係を大切にしながら、学習理解を深め、学習意欲の向上に努める。	学校教育課
人-39		国際理解教育の推進	・自分の国の伝統・文化を理解するとともに、異文化を理解し尊重する態度、コミュニケーション能力を身につける等、国際社会に貢献できる資質や能力の育成に努めます。	〔成果〕 ・日本の伝統楽器や百人一首など文化についてさまざまな機会学ぶことができた。外国語の授業ではALTから出身国の文化を学ぶなど、理解を深めた。 〔課題〕 ・新型コロナウイルス感染症拡大のため、中学生のレナウイへの派遣など体験的な学習ができなかった。	〔具体的な取組〕 ・さまざまな学習の場面で自国の文化・伝統に触れるとともに、他国の文化に触れる機会を設けていく。また体験的な学習も計画していく。 【目標値】 ・レナウイへ派遣事業として、各中学校で2名ずつ派遣する。	学校教育課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度 of 取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-40	7患者の人権 ＜第4次計画＞ (本編P23～)	患者等に対する差別の解消	・新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等のような病気を患っても、患者や陽性者、その家族、医療従事者等の人としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されるよう、市民に対する教育・啓発に努めます。	〔成果〕 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者に対する中傷や、ワクチン未接種者に対する偏見等が社会問題となっていたため、コロナ差別の現状に関する講演会への参加や、差別をなくすために大切なことを記した啓発資料の配布・ホームページへの記事掲載を行い、正しい知識に関する教育・啓発を行うことができた。 ・啓発資料「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！(日本赤十字社作成)」、「まずは“自分”から 差別の連鎖をなくそう！～新型コロナウイルス感染症から「人権」を考える～(人権政策課作成)」等 要望のあった自治会、各種団体等において配布 ・守山市まちづくり人権教育推進協議会発行の広報「ふれあいもりやま」で、新型コロナウイルス感染症に関する差別についての記事を掲載 ・ハンセン病に関するリーフレットの配架 〔課題〕 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害については市民の関心も高いが、HIV感染者やハンセン病元患者等に対する市民の関心は低い。研修会や啓発資料の配布等により、市民の正しい理解と認識を深める教育・啓発活動を推進する必要がある。	〔具体的な取組〕 新型コロナウイルス感染症の出現により、市民が感染症を理由とする差別を自分事として捉えている今、他の病気を理由とする差別についての理解と認識を深める教育・啓発活動を推進する。 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害を教材として、患者等に対する差別についての研修会や啓発資料の配布などを行い、指導者層や市民に対する教育・啓発活動を継続して実施する。 【目標値】 ・市民、指導者層を対象とした研修会、講演会の開催 1回以上	人権政策課
人-40				〔成果〕 新型コロナウイルス感染症にかかる差別防止を図るため、「STOP感染症差別」をテーマに、センター通信を通じて市民啓発を行った。 ・センター通信での啓発 2回 〔課題〕 新型コロナウイルスの感染状況は落ち着きをみせているが、様々な感染症にかかる差別防止について引き続き啓発に取り組む必要がある。	〔具体的な取組〕 第11回人権講座「感染症における人権～ハンセン病を振り返り～」を通じて市民啓発を行う。 【目標値】 センター通信における啓発回数 2回	地域総合センター
人-41		感染症に関する正しい知識の普及・啓発	・新型コロナウイルス感染症やHIV感染症、ハンセン病、難病等の感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	〔成果〕 新型コロナウイルス感染症の正しい知識をホームページ等で周知するとともに、障害者の就労支援事業所の従事者に対し、感染予防と感染者の人権保護に関する講義を行った。 〔課題〕 新型コロナウイルス感染症やHIVといった性感染症の他にも、様々な感染症があることから、それらに対する正しい知識の普及啓発が必要である。	〔具体的な取組〕 ・新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症については、引き続き、関係機関と連携しながら、感染症予防についての正しい知識を広報や有線放送、自治会回覧等のツールを用いて啓発する。 また、厚生労働省や滋賀県からの最新情報を確認し、随時ホームページや安全・安心メール等を更新する。	すこやか生活課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-42	8性的指向・性自認等 ＜第4次計画＞ (本編P24～)	啓発活動の推進	・誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、研修会・講演会の開催や啓発資料の配布等により、正しい理解と認識を深める啓発を推進します。	〔成果〕 ・若年層を中心に、性的指向・性自認に対する社会の関心が高まる中、地域等における研修を推進するリーダー層の理解を深めるため、守山市人権教育指導者研修会(12/20)において、当事者から講演をいただいた。 演題:あなたの身近にもいるLGBTQ+ ～男女やLGBTだけじゃない！性のあり方は十人十色～ 講師:井上 鈴佳さん 参加者:27人 (守山市人権教育啓発講師団、公民館指導員等) ・自治会学習会用リーフレット「つながり」の作成 〔課題〕 令和元年度実施の市民意識調査結果から、この人権課題において特に高齢層の関心が低いことが明らかになっている。また、令和5年6月に成立したLGBT理解増進法の趣旨を踏まえ、研修会や啓発資料の配布等を繰り返し行い、市民の正しい理解と認識を深める啓発活動を推進する必要がある。	〔具体的な取組〕 ・性的指向・性自認が多数派と異なる人たちの中には多様な立場の方がおられ、我が国では発展途上の人権課題と言われているため、最新の情勢に注意を払い、継続して情報収集を行う。また、LGBT理解増進法の国の動向をふまえ、教育・啓発を進めていく。 ・市民を対象とした啓発資料(学習会用リーフレット「つながり」等)を活用し、自治会人権・同和問題学習会等で配布して広く市民に周知する。 【目標値】 ・市民、指導者層を対象とした研修会、講演会の開催や啓発資料の配布等の学習機会の提供 1回以上	人権政策課
人-42				〔成果〕 センター通信等を通じてジェンダーやセクシュアリティを巡る人権課題について啓発を実施した。 ・関係する人権講座 2回 ・関係する中学生自主活動学級 1回 〔課題〕 性の多様性についての理解を一層広げるため、継続して啓発する必要がある。	〔具体的な取組〕 市民や子育て中の保護者を対象とした人権講座をはじめ、若い世代にも啓発できるよう中学生自主活動学級の中にもセクシュアリティをテーマとした内容を取り入れて各世代に啓発を実施する。 【目標値】 ・関係する人権講座 1回 ・関係する中学生自主活動学級 1回	地域総合センター
人-43		子どもに対する教育の充実	・小・中学校等で、性的指向・性自認等に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	〔成果〕 ・人権の日の取組として講話を聞いたり、人権学習や性教育の中でLGBTに触れて学習が行われた。そのために教職員研修のテーマとして取り上げ、性的指向・性自認等についての意識も高まった。 〔課題〕 ・教職員にも捉え方に偏りがみられ、一層の研修が必要である。	〔具体的な取組〕 ・人権学習や性教育の時間などさまざまな視点から性的指向・性自認等についての発達段階に応じた学習を行い、正しい理解を深めていく。 ・男女共同参画教材をとおして、性の多様性についても学習をする。 ・人権教育・保育にかかる訪問の際に、性の多様性に関して。教職員への啓発を行う。 【目標値】 ・各小中学校で学習を年1回以上実施する。	学校教育課
人-44		9インターネットによる人権侵害 ＜第4次計画＞ (本編P25～)	関係機関との連携による対応	・インターネットによる人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して、大津地方法務局や公益財団法人滋賀県人権センター等と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。 〔成果〕 インターネットによる人権侵害等が発生した場合、危機管理マニュアルにおける差別事象の発生における対応に準じ、関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に対応することになっており、マニュアルにおける対応が風化しないよう年1回シミュレーションを実施し、的確な対応方法を確認できた。 ・市内発生件数:0件 〔課題〕 インターネットによる人権侵害等が発生した際に、迅速かつ的確な対応ができるよう日頃から意識づけることが必要である。	引き続き、インターネットによる人権侵害等が発生した場合、危機管理マニュアルにおける差別事象の発生における対応に準じ、関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に対応するとともに、マニュアルにおける対応が風化しないよう年1回シミュレーションを実施していく。 【目標値】 シミュレーションの実施 年1回	人権政策課

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-45	9インターネットによる人権侵害 ＜第4次計画＞ (本編P25～)	啓発・広報の推進	・研修会・講演会の開催や、県等で実施される研修会への参加、広報による啓発活動により、情報モラルの正しい理解と認識を広め、インターネットによる誹謗中傷等の発生を未然に防ぐための取組を推進します。	〔成果〕 インターネット社会の進展に伴い、ネット上への誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害行為が社会問題となっているため、情報モラルやネット差別の現状についての研修会に参加し、ネット差別を未然に防ぐために大切なことについて学ぶことができた。 ・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(2回) 自治会での人権・同和問題学習会を開催するにあたり、学習テーマや学習教材(資料・DVD等)の相談を受けた時に、「インターネット上での人権侵害」も一つの候補として紹介し、インターネット上で人権侵害を受けた時にどうすればよいのか、また人権侵害をしないために気を付けることなどをわかりやすくまとめたチラシを活用いただいた。 〔課題〕 ネット差別の加害者にも被害者にもならないために心掛けることについて、市民を対象とした研修を進める必要がある。	〔具体的な取組〕 ・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(3回) ・自治会等で配布する啓発チラシの充実 【目標値】 ・市民を対象とした研修会の開催 1回以上 ・他機関主催の研修会への参加 3回以上	人権政策課
人-46		子どもに対する教育の充実	・小・中学校等で、インターネットによる人権侵害に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	〔成果〕 ・各校でSNSや動画共有サイトなどインターネット等の人権に関する研修を行い、児童生徒の意識向上に努めた。問題が起こった時は、関係機関と連携をして対応をした。 〔課題〕 ・インターネット上の人権侵害や情報流出は学校現場では発見することが難しい。	〔具体的な取組〕 ・児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないように、警察など関係機関との連携を密にする。インターネット上の人権侵害に関する研修を行い、的確な対応ができるように努める。 【目標値】 ・研修を年1回以上実施する。	学校教育課
人-46				〔成果〕 ・中学校の入学説明会にて保護者に対して、インターネットトラブルに関する資料を配布し、家庭内で考える時間を持つなど啓発した。 〔課題〕 一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて、啓発活動に取り組む必要がある。	〔具体的な取組〕 ・保護者への啓発を行う。 【目標値】 ・年1回の保護者向けの啓発	こども政策課
人-47		職員・教職員等の研修の充実	・職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	〔成果〕 インターネット上への誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害行為が発生した場合迅速かつ的確な対応をとれるよう、研修会へ参加し、職員の資質向上に努めた。 ・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(2回) 〔課題〕 インターネットによる人権侵害行為を把握するため、相談窓口の周知に努める必要がある。また、こうした行為が発生した際に迅速かつ適切な対応をとれるよう、関係機関と連携を図り、継続して職員の資質向上に努める必要がある。	〔具体的な取組〕 ・滋賀県人権センター主催 インターネット人権マスター講座に参加(3回) ・人事課と連携し、「インターネットにおける人権侵害」をテーマに、全職員対象の全体研修を実施予定。 ・インターネットによる人権侵害に関する相談窓口(滋賀県人権センター等)の周知 【目標値】 ・他機関主催の研修会への参加 3回以上	人権政策課
人-47				〔成果〕 「インターネットと人権」をテーマにセンター通信を通じて啓発を行った。 〔課題〕 ネット上では、数多くの差別が作られ、拡散されている状況であり、引き続き啓発に取り組む必要がある。	〔具体的な取組〕 各校園への人権教育計画訪問等を活用して、教職員にネット社会における人権侵害について啓発を進め、特に子どもたちがネット上の人権侵害に巻き込まれないように教職員の意識を高める。 【目標値】 関係する人権講座1回	地域総合センター

No.	分野別施策	施策名	施策の内容	令和4年度の成果(事業内容・実施時期・実績値等)と課題	令和5年度の取組(事業内容・実施時期・目標値等)	担当課
人-47	9インターネットによる人権侵害 ＜第4次計画＞ (本編P26～)	職員・教職員等の研修の充実	職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	〔成果〕 ・インターネット等の人権侵害の研修を行い、教職員の意識向上に努めた。問題が起こった時は、関係機関と連携をして対応をした。 〔課題〕 ・インターネット上の人権が発生した場合、迅速かつ的確に対応できるような対応力を高める。	〔具体的な取組〕 ・インターネット上の人権侵害が発生したとき、教職員が的確な対応ができるようなスキルを身に付けるため、「インターネットと人権」に関する研修を実施する。 【目標値】 ・研修の機会を1回以上周知する。	学校教育課
人-48	10その他の人権 ＜第4次計画＞ (本編P26～)	啓発や学習の推進	・その他の人権課題に対しても、正しい理解と認識を深めるため、啓発や人権学習の推進に努めます。	〔成果〕 ・北朝鮮拉致被害者の人権については、ポスター掲示・チラシの配架を行い、アイヌの人々の人権については、啓発資料やチラシの配架・配布を行った。 〔課題〕 その他の人権については、人権課題が多岐にわたるため、啓発内容や人権学習として選択されないことが多い。	〔具体的な取組〕 「その他の人権(災害発生時の人権問題、ホームレス、犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人とその家族、北朝鮮拉致被害者、アイヌの人々)」の啓発については、研修会やイベント等の様々な機会を利用して、啓発資料やチラシの配布に努めます。 ・啓発資料やチラシの配架・配布 【目標値】 啓発資料やチラシの配架・配布 年1回	人権政策課